

保険及び補償

- 借受人又は運転者が貸渡約款第 28 条第 1 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
 - (1) 対人補償 1 名限度額 無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)
 - (2) 対物補償 1 事故限度額 無制限(免責額 5 万円)
(但し、離島等提携先取次店、他フランチャイズ利用を除く)
 - (3) 車両補償 1 事故限度額 時価額(免責額 5 万円、但し、JE以上の乗用車、JB以上のスペシャリティ、WA以上のミニバン・ワゴン、マイクロバス全クラス、TC以上のトラック、特装車全クラスは 10 万円)
 - (4) 人身傷害補償 1 名限度額 3,000 万円
但し、一部営業所(取次店含む)については、搭乗者傷害補償で対応する場合もございます。
- 2. 保険約款又は当社の定める補償制度の免責事項に該当する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 3. 借受人又は運転者がこの貸渡約款に違反した場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 4. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第 1 項に定める補償限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。但し、特約により第 1 項の限度額を変更した場合、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 5. 第 1 項に定める損害保険又は当社の定める補償制度の免責額に相当する損害については、借受人の負担とします(借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払った場合、この免責額に相当する損害の支払いは当社が負担します)。
- 6. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 7. 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸渡料金に含まれます。